

ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業

訪問介護事業所における介護職員の負担軽減を図り、
離職率低下や職場環境の改善等、介護人材の定着に資する
ICT機器の導入に必要な経費の一部を補助します！



事業内容

☞都内の訪問介護事業所において、補助対象となるソフトウェア等の導入に係る経費を補助します。
(対象事業所は訪問介護事業所のみです)

補助対象

- 介護業務支援システムの導入のために必要なソフトウェア等の購入費、リース料、保守料、工事費、通信運搬費
- 介護業務支援システムの導入支援に係る講習やセミナー等の受講料
- システムの導入に当たって、最低限必要な備品等の購入費

対象事業所

都内に所在する訪問介護事業所

補助額

1事業所につき、補助基準額上限
100万円(補助率3/4)
※1法人につき1事業所まで

募集内容

- **募集期間**
平成30年10月29日(月曜日)から12月3日(月曜日)まで
- **募集数**
100箇所
- **介護業務支援システムの必須機能** ※これらを満たさない場合は補助対象外です
 - ・ 提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録できる機能
 - ・ 記録した情報等を事業所内で共有できる機能
 - ・ 事業所外で記録できる機能
- **注意点**
 - ・ 消費税は補助対象外です。
 - ・ 機器の購入、リース契約、セミナー等の受講は補助内示後に行ってください。
(内示前における購入等の費用は補助対象外となります)
 - ・ 介護業務支援システムの導入に必要な場合には備品等の購入も可能ですが、備品等のみ購入する場合は補助対象外となります。
(例：タブレット端末のみの購入については補助対象外)



《お問合せ先》

東京都福祉保健局高齢社会対策部
計画課計画調整担当

MAIL : S0000267@section.metro.tokyo.jp
TEL : 03-5320-4591